

秋田公立美術大学受託研究規程

平成25年4月1日

規程第108号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第59条第2項の規定に基づき、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）における受託研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究 本学において本学以外の機関（法人、団体および個人を含む。以下「委託者」という。）から委託を受けて業務として行う研究であって、これに要する費用を委託者が負担するものをいう。
- (2) 直接経費 受託研究の遂行に直接必要な謝金、賃金、旅費、需用費、設備費その他の経費をいう。
- (3) 間接経費 受託研究の遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費をいう。

(受託の原則)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、これを受け入れることができる。

(受託研究の申請等)

第4条 受託研究の申込みをしようとする委託者は、受託研究を行う教員（以下「担当教員」という。）を通じて、学長に受託研究申込書および研究経費計画書を提出しなければならない。

(受託の条件)

第5条 受託研究を受け入れる場合は、次に定める条件を付すものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。
- (2) 受託研究の結果発生した特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権ならびにこれらの権利を受ける権利（以下「特許権等」という。）は、原則としてその全てを本学に帰属させるものとする。ただし、特に必要がある場合は、第7条に規定する契約により、両者が協議の上、その持分比率を決定することができること。
- (3) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責めを負わないこと。
- (4) 受託研究に要する費用は、当該研究の開始前に納入すること。
- (5) 納入された費用は、返還しないこと。ただし、第3号の規定による中止の場合において、納入された費用に不用額が生じたときには、当該不用額を返還することがあること。
- (6) 受託研究に要する費用で取得した設備等は、返還しないこと。

2 前項に定めるもののほか、受託研究については、その受入れに関し必要と認められる条件を付すことができる。

3 委託者が国、地方公共団体もしくはこれらに準ずる公共的機関又は国内の大学（短期大学を含む。）等である場合は、第1項第4号および第6号の条件を付さないことができる。

（受入れの決定）

第6条 学長は、第4条の規定により申込みのあった受託研究の受入れの可否の決定に当たっては、教育研究審議会の意見を聞くものとする。

2 学長は、前項の決定をしたときは、受託研究受入決定通知書により、その旨を委託者に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 理事長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究契約書の例により、委託者と契約を締結するものとする。

（受託研究に要する費用の負担）

第8条 受託研究に必要な委託者が負担する費用の額は、直接経費および間接経費の合算額とする。

2 間接経費の額は、直接経費の10パーセントに相当する額とする。

3 学長は、必要がある場合は、間接経費の額を前項に規定する額と異なる額とすることができる。

4 学長は、第2項の規定にかかわらず、受託研究が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者が納入する費用を直接経費のみの額とすることができる。

(1) 委託者が、秋田市又はその関係機関（秋田市以外の公共的団体等で秋田市から補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確な場合に限る。以下「秋田市等」という。）である場合

(2) 委託者が、秋田市等以外の者であって、当該研究に対する社会的要請が強く、期待される研究成果が公共の利益の増進に著しく寄与するものと学長が認めた場合

(3) 委託者が、秋田市等以外の者であって、当該研究の委託者との共同研究の一環をなすものその他の本学の研究を進める上で極めて有意義であると学長が認めた場合

（受託研究の中止、延長等）

第9条 担当教員は、研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときには、直ちに学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の規定による報告によりやむを得ないと認めたときは、これを中止し、又はその期間を延長することができる。

（完了の報告）

第10条 担当教員は、受託研究が完了したときは、速やかに受託研究完了届を学長に提出しなければならない。

2 学長は、受託研究報告書およびその成果を委託者に送付するものとする。

（研究成果の公表等）

第11条 学長は、研究の実施期間中において、委託者以外の者に研究成果を知らせようとするときは、当該受託研究契約書の定めに従うものとする。

2 学長は、研究終了後、その研究成果を公表するものとする。ただし、委託者が業務上の支障があるため研究成果を公表しないよう申入れをし

ている場合において、学長がやむを得ないと認めたときは、その成果の全部又は一部を公表しないものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。